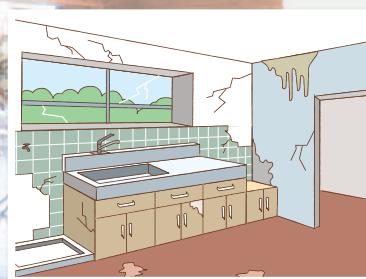
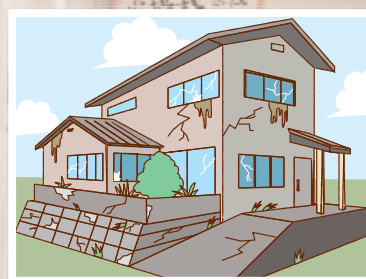
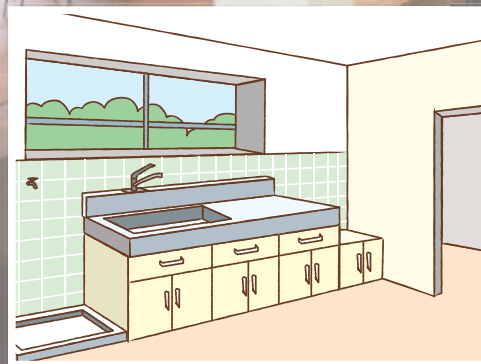


急げ！空き家の再活用 空き家利活用センターが始動



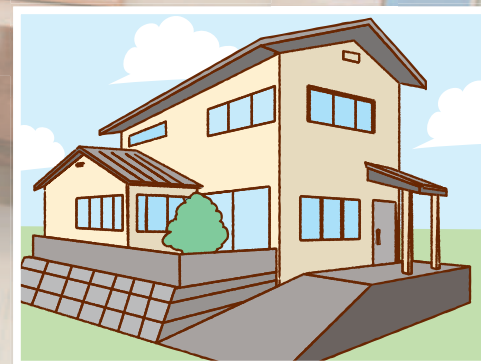
Before

After



Before

After



写真は空きスペースを活用したサークルの活動拠点 bushitsu

空き家は社会全体の問題

最近、空き家という言葉を目にしませんか。ここ数年、老朽化し、放置された空き家の増加が問題になっています。それらは建物が倒壊したり庭の樹木が生い茂ったりするなど、近隣に迷惑を掛けることがあります。空き家といっても、有効利用ができる家屋もあります。しかし、実際は活用されずに放置されてしまっている物が多いのが現状です。このような状況が新たな社会問題として注目されています。

この問題に対応するため、前橋市では空き家利活用センターを設置。取り組みを始めました。

問い合わせ 空き家利活用センター（建築住宅課内）

☎027-898-6081

放置された空き家は危険

市内の空き家は年々増加しています。また、空き家となっている戸建てのうち78％の空き家が活用されていません（3ページ表のとおり）。

これらの空き家は、十分な管理が行われないと、次のような危険性があります。

①老朽化が原因で家屋が倒壊したり、建築材が飛散したりして、近隣家屋を傷つけたり、歩行者にけがをさせたりすることに②窓や扉が壊れていると不審者が侵入しやすくなり、放火などの犯罪の温床に③樹木が近隣や

新たな法律で対策が強化

昨年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布されました。同法の一部はすでに施行。市町村に空き家の活用のために、情報提供をするなど、必要な措置を取ることが義務付けられました。今後は、危険な空き家が放置され改善されない場合、市が行政代執行できるようになる予定です。

また、税制面でも、危険な空き家は、

固定資産税の住宅用地特例措置での減免の対象から除外することが検討されています。

空き家利活用センターに相談を

本市では、4月から空き家利活用センターを設置し、空き家の相談に

対応。①転勤や相続などで使わない空き家を持っているけれど活用の仕方が分からない②一戸建ての空き家を買ったり借りたりしたい③空き家の樹木が生い茂ってしまっているのだからと管理したい④隣の空き家が危険などの相談にアドバイスします。ところで、空き家はどの様に管理・活用ができるのでしょうか。

■管理方法

空き家は、管理されていないと劣化が進みます。それを防ぐには、定期的に草刈りや清掃、改修などをして、日頃から管理意識を高めることが大切です。時間がなかったり体力的に管理が難しかったりする場合、代わりに空き家の管理をしてくれる業者もあります。

また、持っている空き家が住んでいる所から離れた所にある場合、もしものときに備えておくことが重要。近所に住んでいる人とコミュニケーションを取っておき、いざというときにはすぐに連絡できるようにしておくとい

いでしょう。

■活用方法

本市は群馬県空き家活用・住みかえ支援協議会に加入しています。その中で、移住・住みかえ支援機構（JTI）と連携し、空き家の活用事業を進

空き家問題の最前線

空き家対策は地域づくりの基本



大利根町自治会長
福島 昇さん 73歳

大利根町自治会内には平成25年時点で、57戸の空き家があることが分かりました。空き家や65歳以上の一人暮らしの家には、地図に印を付け、すぐに分かるようにしています。空き家が多いことは、防犯・防火の意味でも心配事の一つ。県や市、JTIなどの支援を受けながら、問題を解決したいと思っています。空き家が活用され、住みたいと思える町にすることは、地域づくりの基本です。

に問い合わせてください。

国のモデル事業を実施

大利根団地は、国土交通省実施の住宅団地型既存住宅流通促進モデル事

業の実施地区に指定されています。この事業は、モデル地区での優良中古住宅の流通を促進するのが目的。住宅診断や耐震・リフォーム工事に国からの補助金が交付されます。JTIと本市では、大利根団地でこの制度を活用。これをきっかけに、今後の空き家対策に取り組んでいきます。

空き家の条例改正に意見を

「空き家等の適正管理に関する条例」の改正について、4月28日（火）までパブリックコメント（意見募集）を実施しています。詳しくは本紙4月1日号をご覧ください。